

弁護士報酬早見表【税別】

磐城総合法律事務所

手数料（第37条）

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料	
即決和解	示談交渉を要しない場合	金300万円以下の場合	金10万円＋消費税
		金300万円を超え、金3000万円以下の場合	(1%＋金4万円)＋消費税
		金3000万円を超え、金3億円以下の場合	(0.5%＋金12万円)＋消費税
		金3億円を超える場合	(0.3%＋金45万円)＋消費税